

各位

会社名 株式会社グッドパッチ
 代表者名 代表取締役社長 土屋尚史
 (コード番号：7351 東証マザーズ)
 問い合わせ先 執行役員管理部管掌 榎島俊幸
 TEL. 03-6416-9238

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年5月27日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 308,900株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2020年6月11日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、2020年6月22日に決定する) |
| (4) 払込期日 | 2020年6月29日(月曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (7) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (8) 申込期間 | 2020年6月23日(火曜日)から
2020年6月26日(金曜日)まで |
| (9) 申込株数単位 | 100株 |
| (10) 株式受渡期日 | 2020年6月30日(火曜日) |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
 「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数
- ① 引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 350,900 株
- ② オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限 98,900 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- ① 引受人の買取引受による売出し分
- | | |
|--|-----------|
| 神奈川県川崎市中原区
土屋 尚史 | 181,800 株 |
| 東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
株式会社 DG ベンチャーズ | 79,200 株 |
| 東京都中央区銀座三丁目 9 番 6 号
株式会社 FiNC Technologies | 24,200 株 |
| Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco,
CA 94105, United States of America
Salesforce Ventures LLC | 23,100 株 |
| 東京都中央区京橋一丁目 2 番 5 号
MSIVC2016V 投資事業有限責任組合 | 19,800 株 |
| 東京都中央区八重洲一丁目 3 番 4 号
SMBC ベンチャーキャピタル 2 号投資事業有限責任組合 | 12,100 株 |
| 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI ベンチャー企業成長支援 3 号投資事業有限責任組合 | 3,400 株 |
| 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI ベンチャー企業成長支援 4 号投資事業有限責任組合 | 2,500 株 |
| 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI アドバンスト・テクノロジー 1 号投資事業有限責任組合 | 1,900 株 |
| 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI ベンチャー企業成長支援 2 号投資事業有限責任組合 | 1,700 株 |
| 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI ベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合 | 1,200 株 |
- ② オーバーアロットメントによる売出し分
- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社 | 上限 98,900 株 |
|-----------------------------------|-------------|
- (3) 売 出 価 格 未 定 (2020 年 6 月 22 日に決定される予定)
なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法
- ① 引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社及び株式会社 SBI 証券に全株式を買取引受けさせる。
- ② オーバーアロットメントによる売出し分
上記 1. における公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

は全部につき行わない場合がある。

- | | | |
|-----|--|---|
| (5) | 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。 |
| (6) | 申込期間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (7) | 申込株数単位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (8) | 株式受渡期日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |
| (9) | 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

(「2. 株式売出しの件」におけるオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 98,900株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2020年6月11日開催予定の取締役会で決定)
なお、上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。 |
| (3) 割当価格 | 未定
なお、上記1.における公募による募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (4) 払込期日 | 2020年7月29日(水曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当先及び割当株式数 | 大和証券株式会社 98,900株 |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (9) グリーンシュエーション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。 | |
| (10) 上記2.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。 | |

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 308,900 株

売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 350,900 株

② オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 98,900 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2020年6月15日(月曜日)から
2020年6月19日(金曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日 2020年6月22日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2020年6月23日(火曜日)から
2020年6月26日(金曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2020年6月29日(月曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2020年6月30日(火曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエアオプション」という。)を、2020年7月22日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2020年5月27日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を2020年7月29日とする当社普通株式98,900株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエアオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場日(2020年6月30日)から2020年7月22日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,864,360株
公募増資による増加株式数	308,900株
公募増資後の発行済株式総数	7,173,260株
第三者割当増資による増加株式数	98,900株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	7,272,160株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシュエアオプション行使の通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 183,429 千円及び第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 58,329 千円については、以下の使途に充当する予定です。

- ①事業拡大・機能拡充のための人材確保に係る採用費及び人件費として 139,000 千円
(2020年8月期 27,200 千円、2021年8月期 111,800 千円)
- ②当社及び当社連結子会社である Goodpatch GmbH への投融資資金を通じた当社グループにおける借入金の返済資金として 57,000 千円
(2020年8月期 5,554 千円、2021年8月期 51,446 千円)
- ③新たな SaaS 形式のオンラインコラボレーションソフトウェア「Strap」の開発等の新規事業への投資として 44,000 千円
(2020年8月期 7,000 千円、2021年8月期 37,000 千円)

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針ではありますが、当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格 (610 円) を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、創立以来配当を実施してはおりませんが、今後につきましては株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。しかしながら、当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

現時点においては配当の実施及びその時期については未定ではありますが、業績の推移、財務状況、今後の事業への投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当社の持つ「デザインの力」をさらに引き上げるため、人材やソフトウェア等へ積極的に投資するスタンスを継続し、今後の中長期的な事業拡大のための資金として有効に活用していくことを予定しております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、株主への利益の還元を実施していく予定ではありますが、具体的な内容につきましては

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

ては、今後検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△2,229.61円	△7.36円	9.98円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	—	15.3%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
3. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 当社は、2020年3月17日付で株式1株につき40株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。なお、2017年8月期の各数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△43.28円	△7.36円	9.98円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. 指定販売先への売付け(親引け)

今回の公募による募集株式発行及び株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち65,900株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社である大和証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。